上ノ国町地域防災計画
資料編

令和３年３月

上ノ国町防災会議

目　次

第３章　防災組織

3-1-1　上ノ国町防災会議条例・・・

消防２．北海道広域消防相互応援協定 ･･･ 4-199
消防３．北海道消防防災ヘリコプター応援協定 ･･･ 4-205
4-4-2　町有備蓄倉庫一覧 ･･･ 4-220
4-5-1　上ノ国町応急危険度判定応援業務マニュアル ･････････････････････････････････････ 4-221
4-7-1　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・要配慮者利用施設一覧 ･････････････ 4-223
4-7-2　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所位置図（全体図、詳細図①～⑨）･････ 4-227
4-12-1　洪水ハザードマップ ･･･ 4-236
4-14-1　北海道雪害対策実施要綱 ･･･ 4-238
4-14-2　除雪作業による交通確保目標（北海道） ･･･ 4-243
4-15-1　北海道融雪災害対策実施要綱 ･･･ 4-244
4-17-1　土砂災害警戒区域等一覧 ･･･ 4-248
4-17-2　山地災害危険地区一覧 ･･･ 4-251
4-17-3　山地災害危険地区箇所図 ･･･ 4-260

第５章　災害応急対策計画

5-2-1　災害情報等報告取扱要領 ･･･ 5-1
5-2-2　「直接即報基準」に該当する火災・災害等 ･････････････････････････････････････ 5-12
5-2-3　通報者からの情報受理書 ･･･ 5-15
5-2-4　地区別情報連絡責任者一覧 ･･･ 5-16
5-5-1　避難カード及び記入例 ･･･ 5-17
5-5-2　避難者世帯名簿 ･･･ 5-18
5-5-3　避難所設置及び受入状況 ･･･ 5-19
5-5-4　避難所受入台帳 ･･･ 5-20
5-7-1　自衛隊災害派遣要請文の様式 ･･･ 5-21
5-7-2　自衛隊災害派遣撤収要請文の様式 ･･･ 5-22
5-9-1　北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 ･････････････････ 5-23
5-9-2　北海道消防防災ヘリコプターの運航系統 ･･･ 5-27
5-9-3　ヘリコプターの離着陸場所 ･･･ 5-29
5-9-4　北海道消防防災ヘリコプター場外離着陸場設定要件 ･････････････････････････････ 5-30
5-11-1　災害医療救護隊（班）出動要請文の様式 ･･･ 5-32
5-11-2　災害医療救護隊（班）活動報告文の様式 ･･･ 5-33
5-11-3　北海道（道南）災害拠点病院等一覧 ･･･ 5-34
5-11-4　災害時備蓄医薬品等の供給フロー ･･･ 5-35
5-12-1　消毒のポイント（1～3 類感染症） ･･･ 5-36
5-12-2　防疫活動に必要な町有の資機材等 ･･･ 5-38
5-14-1　大規模災害に伴う交通規制実施要領 ･･･ 5-39

5-17-1　給水施設の現況・・・

3-1-1　上ノ国町防災会議条例

昭和38年３月28日条例第７号

改正

昭和38年11月13日条例第23号

昭和38年12月24日条例第35号

平成４年３月25日条例第３号

平成12年３月17日条例第１号

平成14年３月20日条例第６号

平成24年９月11日条例第10号

上ノ国防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき上ノ国町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　上ノ国町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。

（２）　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、町長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　北海道知事がその部内の職員のうちから指名する者

（３）　町の区域を管轄する警察署長又はその指名する者

（４）　北海道教育委員会がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（６）　上ノ国町教育委員会の教育長

（７）　上ノ国町立診療所長のうちから町長が指名する者

（８）　檜山広域行政組合上ノ国消防署長

（９）　上ノ国町消防団長

(10)　指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

６　前項の委員の定数は22名とする。

７　第５項第10号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道庁の職員、町の職員、農業協同組合及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和38年11月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和38年12月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月25日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月17日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月20日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月11日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-2　上ノ国町防災会議運営規程

平成５年３月29日
第１回上ノ国町防災会議決定

（趣　　旨）

第１条　上ノ国町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び北海道防災対策基本法（昭和37年北海道条例第53号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（会長の職務代理）

第２条　防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である上ノ国町副町長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第３条　防災会議は、会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めたときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

（議　　事）

第４条　防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

（委員の異動報告）

第５条　上ノ国町防災会議条例第３条第５項第１号から第４号及び第７号から第10号に掲げる委員に異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

3-2-1　上ノ国町災害対策本部条例

昭和38年６月25日条例第14号

改正

平成８年６月20日条例第６号

平成24年９月11日条例第11号

上ノ国町災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、上ノ国町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年６月20日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月11日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-4-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署　函館地方気象台

上ノ国町	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	檜山地方		
	市町村等をまとめた地域	檜山南部		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	11	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準	目名川流域=12.1，天野川流域=20.2，小安在川流域=10.1， 石崎川流域=26.7	
		複合基準*1	目名川流域=(5，8.6)， 天野川流域=(7，20)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	67	
	洪水	流域雨量指数基準	目名川流域=9.6，天野川流域=16.1，小安在川流域=8， 石崎川流域=21.3	
		複合基準*1	目名川流域=(5，7.7)， 天野川流域=(5，12.9)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s　雪による視程障害を伴う
			海上	18m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%　実効湿度65%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
	霜	最低気温3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温4℃以下　気温-5℃以下で風速8m/s以上		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表1)大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
渡島北部	八雲町八雲	13	121
	長万部町	12	126
渡島東部	函館市	11	106
	北斗市	12	114
	七飯町	13	124
	鹿部町	12	143
	森町	10	122
渡島西部	松前町	9	93
	福島町	13	140
	知内町	12	126
	木古内町	11	120
檜山北部	八雲町熊石	8	134
	今金町	10	133
	せたな町	11	114
檜山南部	江差町	13	134
	上ノ国町	11	114
	厚沢部町	12	131
	乙部町	12	118
檜山奥尻島	奥尻町	12	116

(別表2)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
渡島北部	八雲町八雲	遊楽部川流域=33.8，奥津内川流域=9.7， 野田追川流域=21.7，落部川流域=23.9， 音名川流域=8，鉛川流域=15.5， 賀呂川流域=7.9	音名川流域=(11，7.2)	―
	長万部町	長万部川流域=17，国縫川流域=15.7， 静狩川流域=5.8	―	―
渡島東部	函館市	尻岸内川流域=16.7，汐泊川流域=23.4， 松倉川流域=18.2，鮫川流域=8.7， 亀田川流域=11.9，常盤川流域=10.1， 温川流域=17.7，湯の川流域=4.2， 石川流域=7.4，川汲川流域=6.9， 尾札部川流域=8.3，八木川流域=11.3	汐泊川流域=(6，18.9)， 鮫川流域=(6，7.3)， 亀田川流域=(6，9.4)， 八木川流域=(6，10.1)	―
	北斗市	久根別川流域=18.6，大野川流域=22.7， 戸切地川流域=17.2，流渓川流域=14.2， 茂辺地川流域=21.3，大当別川流域=7.4， 常盤川流域=10.3	大野川流域=(5，17)， 茂辺地川流域=(5，15.2)	―
	七飯町	久根別川流域=11.4，湯出川流域=5.9， 折戸川流域=23.4，軍川流域=12.7， 精進川流域=7.8	久根別川流域=(9，6.5)， 湯出川流域=(5，5.7)， 精進川流域=(5，6.6)	―
	鹿部町	折戸川流域=25.8，鹿部川流域=9.3	―	―
	森町	濁川流域=13.7，桂川流域=10.7， 鳥崎川流域=18，森川流域=9.2， 尾白内川流域=12.1	尾白内川流域=(5，10.8)	―
渡島西部	松前町	大鴨津川流域=13.9，茂草川流域=11.7， 赤神川流域=6.4，大松前川流域=5， 及部川流域=14.3	大松前川流域=(5，4.5)	―
	福島町	知内川流域=14.2，白符川流域=7.3， 澗内川流域=6.2，福島川流域=14.1	福島川流域=(7，13.5)	―
	知内町	建有川流域=6.8，中の川流域=3.7， 森越川流域=8.4，知内川流域=30.9	中の川流域=(6，3.3)， 森越川流域=(6，7.3)	―
	木古内町	亀川流域=10.7，佐女川流域=7.1， 木古内川流域=21.9，建有川流域=8.5， 瓜谷川流域=10.9	木古内川流域=(5，21.8)	―
檜山北部	八雲町熊石	平田内川流域=7.2，見市川流域=14.6， 冷水川流域=11.8，相沼内川流域=19.1	―	―
	今金町	馬場川流域=9.9，トマンケシナイ川流域=9.7， チブタウシナイ川流域=5.7， 下ハカイマップ川流域=13.2， 上ハカイマップ川流域=9.3， オチャラッペ川流域=18.4	―	後志利別川[住吉・今金]
	せたな町	真駒内川流域=17.5，ポン目名川流域=11.2， 利別目名川流域=12.5，馬場川流域=13.6， 太櫓川流域=12.8	太櫓川流域=(5，11.5)， 後志利別川流域=(5，31.5)	後志利別川[今金]
檜山南部	江差町	厚沢部川流域=42.4，鰔川流域=6， 田沢川流域=7，泊川流域=6，豊部内川流域=9	鰔川流域=(10，5.2)， 田沢川流域=(6，6.3)， 泊川流域=(6，5.9)， 豊部内川流域=(6，8.9)	―
	上ノ国町	目名川流域=12.1，天野川流域=20.2， 小安在川流域=10.1，石崎川流域=26.7	目名川流域=(5，8.6)， 天野川流域=(7，20)	―
	厚沢部町	厚沢部川流域=41，安野呂川流域=20.3， 鶉川流域=18.9，糠野川流域=14.7	厚沢部川流域=(9，30.2)， 鶉川流域=(7，16.6)	―
	乙部町	来拝川流域=16.8，小茂内川流域=11.5， 姫川流域=18.2，小川流域=9.7， 突符川流域=12.4	突符川流域=(5，11.1)	―
檜山奥尻島	奥尻町	釣懸川流域=6.8，烏頭川流域=4.9， 赤石川流域=5.8，青苗川流域=10	―	―

*1 (表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
渡島北部	八雲町八雲	9	71
	長万部町	7	74
渡島東部	函館市	8	62
	北斗市	7	67
	七飯町	6	73
	鹿部町	9	84
	森町	7	71
渡島西部	松前町	7	54
	福島町	9	82
	知内町	8	74
	木古内町	8	70
檜山北部	八雲町熊石	6	79
	今金町	7	78
	せたな町	7	67
檜山南部	江差町	8	79
	上ノ国町	6	67
	厚沢部町	7	77
	乙部町	7	69
檜山奥尻島	奥尻町	9	68

（別表4）洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
渡島北部	八雲町八雲	遊楽部川流域=27，奥津内川流域=7.7， 野田追川流域=17.3，落部川流域=19.1， 音名川流域=6.4，鉛川流域=7.8， 賀呂川流域=6.3	音名川流域=(7，5.1)， 鉛川流域=(5，5.1)， 賀呂川流域=(7，6.1)	―
	長万部町	長万部川流域=13.6，国縫川流域=12.5， 静狩川流域=4.6	静狩川流域=(6，3.7)	―
渡島東部	函館市	尻岸内川流域=13.3，汐泊川流域=18.7， 松倉川流域=14.5，鮫川流域=6.9， 亀田川流域=9.5，常盤川流域=8， 温川流域=14.1，湯の川流域=3.3， 石川流域=5.9，川汲川流域=5.5， 尾札部川流域=6.6，八木川流域=9	汐泊川流域=(5，17)， 鮫川流域=(5，6.6)， 亀田川流域=(5，8.5)， 湯の川流域=(6，2.6)， 川汲川流域=(6，4.4)， 八木川流域=(5，9)	―
	北斗市	久根別川流域=9.3，大野川流域=18.1， 戸切地川流域=13.7，流渓川流域=11.3， 茂辺地川流域=17，大当別川流域=5.9， 常盤川流域=8.2	久根別川流域=(6，5.4)， 大野川流域=(5，14.5)， 戸切地川流域=(5，13.7)， 流渓川流域=(5，8.3)， 茂辺地川流域=(5，13.6)， 大当別川流域=(5，4.7)	―
	七飯町	久根別川流域=9.1，湯出川流域=4.7， 折戸川流域=18.7，軍川流域=10.1， 精進川流域=6.2	久根別川流域=(5，5.9)， 湯出川流域=(5，4.7)， 折戸川流域=(5，15.1)， 軍川流域=(5，8.1)， 精進川流域=(5，5.9)	―
	鹿部町	折戸川流域=20.6，鹿部川流域=7.4	―	―
	森町	濁川流域=10.9，桂川流域=8.5， 鳥崎川流域=14.4，森川流域=7.3， 尾白内川流域=9.6	尾白内川流域=(5，9.6)	―
渡島西部	松前町	大鴨津川流域=11.1，茂草川流域=9.3， 赤神川流域=5.1，大松前川流域=4， 及部川流域=11.4	大松前川流域=(5，4)	―
	福島町	知内川流域=11.3，白符川流域=5.8， 澗内川流域=4.9，福島川流域=11.2	知内川流域=(5，11.3)， 福島川流域=(5，11.2)	―
	知内町	建有川流域=5.4，中の川流域=2.9， 森越川流域=6.7，知内川流域=24.7	建有川流域=(6，4.3)， 中の川流域=(5，2.9)， 森越川流域=(6，5.4)， 知内川流域=(5，24.7)	―
	木古内町	亀川流域=8.5，佐女川流域=5.6， 木古内川流域=17.5，建有川流域=6.8， 瓜谷川流域=8.7	木古内川流域=(5，17.5)， 建有川流域=(5，6.8)， 瓜谷川流域=(5，7)	―
檜山北部	八雲町熊石	平田内川流域=5.7，見市川流域=11.6， 冷水川流域=9.4，相沼内川流域=13.1	見市川流域=(6，9.3)， 相沼内川流域=(5，13.1)	―
	今金町	馬場川流域=7.9，トマンケシナイ川流域=7.7， チブタウシナイ川流域=4.5， 下ハカイマップ川流域=10.5， 上ハカイマップ川流域=7.4， オチャラッペ川流域=14.7	―	後志利別川[住吉・今金]
	せたな町	真駒内川流域=14，ポン目名川流域=8.9， 利別目名川流域=10，馬場川流域=10.8， 太櫓川流域=10.2	真駒内川流域=(5，11.4)， 太櫓川流域=(5，10.2)， 後志利別川流域=(5，28)	後志利別川[今金]
檜山南部	江差町	厚沢部川流域=33.9，鰔川流域=4.8， 田沢川流域=5.6，泊川流域=4.8， 豊部内川流域=7.2	厚沢部川流域=(6，27.1)， 鰔川流域=(6，3.8)， 田沢川流域=(6，5.6)， 泊川流域=(5，4.8)， 豊部内川流域=(6，5.8)	―
	上ノ国町	目名川流域=9.6，天野川流域=16.1， 小安在川流域=8，石崎川流域=21.3	目名川流域=(5，7.7)， 天野川流域=(5，12.9)	―
	厚沢部町	厚沢部川流域=29.8，安野呂川流域=16.2， 鶉川流域=15.1，糠野川流域=11.7	厚沢部川流域=(7，26.2)， 安野呂川流域=(5，12.6)， 鶉川流域=(5，11.7)， 糠野川流域=(5，11.7)	―
	乙部町	来拝川流域=13.4，小茂内川流域=9.2， 姫川流域=14.5，小川流域=7.7， 突符川流域=9.9	来拝川流域=(5，13.4)， 小茂内川流域=(5，9.2)， 姫川流域=(5，14.5)， 小川流域=(5，7.7)， 突符川流域=(5，9.9)	―
檜山奥尻島	奥尻町	釣懸川流域=5.4，烏頭川流域=3.9， 赤石川流域=4.6，青苗川流域=8	―	―

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
渡島北部	八雲町八雲	1.2m	0.8m
	長万部町	1.2m	0.8m
渡島東部	函館市	1.0m	0.8m
	北斗市	1.1m	0.8m
	七飯町	―	―
	鹿部町	1.2m	0.8m
	森町	1.2m	0.8m
渡島西部	松前町	1.2m	0.8m
	福島町	1.2m	0.8m
	知内町	1.0m	0.8m
	木古内町	1.2m	0.8m
檜山北部	八雲町熊石	1.2m	0.8m
	今金町	―	―
	せたな町	1.2m	0.8m
檜山南部	江差町	1.2m	0.8m
	上ノ国町	1.2m	0.8m
	厚沢部町	―	―
	乙部町	1.2m	0.8m
檜山奥尻島	奥尻町	1.2m	0.8m

（参考）大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数		
		基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）	基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）基準）	基準Ⅰ（大雨注意報基準）
渡島北部	八雲町八雲	18	13	9
	長万部町	16	12	7
渡島東部	函館市	20	11	8
	北斗市	15	12	7
	七飯町	18	13	6
	鹿部町	21	12	9
	森町	16	10	7
渡島西部	松前町	12	9	7
	福島町	16	13	9
	知内町	15	12	8
	木古内町	16	11	8
檜山北部	八雲町熊石	15	8	6
	今金町	15	10	7
	せたな町	15	11	7
檜山南部	江差町	17	13	8
	上ノ国町	14	11	6
	厚沢部町	16	12	7
	乙部町	15	12	7
檜山奥尻島	奥尻町	15	12	9

（参考）洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準Ⅲ（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）	基準Ⅱ（洪水警報基準）		基準Ⅰ（洪水注意報基準）	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	流域雨量指数基準	複合基準*1
渡島北部	八雲町八雲	遊楽部川流域=40.6，奥津内川流域=11.6， 野田追川流域=26，落部川流域=28.7， 音名川流域=13.4，鉛川流域=18.6， 賀呂川流域=9.5	遊楽部川流域=33.8，奥津内川流域=9.7， 野田追川流域=21.7，落部川流域=23.9， 音名川流域=8，鉛川流域=15.5， 賀呂川流域=7.9	音名川流域=（11，7.2）	遊楽部川流域=27，奥津内川流域=7.7， 野田追川流域=17.3，落部川流域=19.1， 音名川流域=6.4，鉛川流域=7.8， 賀呂川流域=6.3	音名川流域=（7，5.1）， 鉛川流域=（5，5.1）， 賀呂川流域=（7，6.1）
	長万部町	長万部川流域=23.9，国縫川流域=18.8， 静狩川流域=7	長万部川流域=17，国縫川流域=15.7， 静狩川流域=5.8	ー	長万部川流域=13.6，国縫川流域=12.5， 静狩川流域=4.6	静狩川流域=（6，3.7）
渡島東部	函館市	尻岸内川流域=20，汐泊川流域=28.1， 松倉川流域=21.8，鮫川流域=10.4， 亀田川流域=14.3，常盤川流域=12.1， 温川流域=21.2，湯の川流域=7.1， 石川流域=8.9，川汲川流域=8.9， 尾札部川流域=10，八木川流域=16	尻岸内川流域=16.7，汐泊川流域=23.4， 松倉川流域=18.2，鮫川流域=8.7， 亀田川流域=11.9，常盤川流域=10.1， 温川流域=17.7，湯の川流域=4.2， 石川流域=7.4，川汲川流域=6.9， 尾札部川流域=8.3，八木川流域=11.3	汐泊川流域=（6，18.9）， 鮫川流域=（6，7.3）， 亀田川流域=（6，9.4）， 八木川流域=（6，10.1）	尻岸内川流域=13.3，汐泊川流域=18.7， 松倉川流域=14.5，鮫川流域=6.9， 亀田川流域=9.5，常盤川流域=8， 温川流域=14.1，湯の川流域=3.3， 石川流域=5.9，川汲川流域=5.5， 尾札部川流域=6.6，八木川流域=9	汐泊川流域=（5，17）， 鮫川流域=（5，6.6）， 亀田川流域=（5，8.5）， 湯の川流域=（6，2.6）， 川汲川流域=（6，4.4）， 八木川流域=（5，9）
	北斗市	久根別川流域=22.3，大野川流域=27.2， 戸切地川流域=20.6，流渓川流域=17， 茂辺地川流域=25.6，大当別川流域=14.3， 常盤川流域=12.4	久根別川流域=18.6，大野川流域=22.7， 戸切地川流域=17.2，流渓川流域=14.2， 茂辺地川流域=21.3，大当別川流域=7.4， 常盤川流域=10.3	大野川流域=（5，17）， 茂辺地川流域=（5，15.2）	久根別川流域=9.3，大野川流域=18.1， 戸切地川流域=13.7，流渓川流域=11.3， 茂辺地川流域=17，大当別川流域=5.9， 常盤川流域=8.2	久根別川流域=（6，5.4）， 大野川流域=（5，14.5）， 戸切地川流域=（5，13.7）， 流渓川流域=（5，8.3）， 茂辺地川流域=（5，13.6）， 大当別川流域=（5，4.7）
	七飯町	久根別川流域=21.8，湯出川流域=7.1， 折戸川流域=28.1，軍川流域=15.2， 精進川流域=9.4	久根別川流域=11.4，湯出川流域=5.9， 折戸川流域=23.4，軍川流域=12.7， 精進川流域=7.8	久根別川流域=（9，6.5）， 湯出川流域=（5，5.7）， 精進川流域=（5，6.6）	久根別川流域=9.1，湯出川流域=4.7， 折戸川流域=18.7，軍川流域=10.1， 精進川流域=6.2	久根別川流域=（5，5.9）， 湯出川流域=（5，4.7）， 折戸川流域=（5，15.1）， 軍川流域=（5，8.1）， 精進川流域=（5，5.9）
	鹿部町	折戸川流域=31，鹿部川流域=11.2	折戸川流域=25.8，鹿部川流域=9.3	ー	折戸川流域=20.6，鹿部川流域=7.4	ー
	森町	濁川流域=16.4，桂川流域=12.8， 鳥崎川流域=21.6，森川流域=11， 尾白内川流域=16.8	濁川流域=13.7，桂川流域=10.7， 鳥崎川流域=18，森川流域=9.2， 尾白内川流域=12.1	尾白内川流域=（5，10.8）	濁川流域=10.9，桂川流域=8.5， 鳥崎川流域=14.4，森川流域=7.3， 尾白内川流域=9.6	尾白内川流域=（5，9.6）
渡島西部	松前町	大鴨津川流域=16.7，茂草川流域=14， 赤神川流域=7.7，大松前川流域=9.4， 及部川流域=17.2	大鴨津川流域=13.9，茂草川流域=11.7， 赤神川流域=6.4，大松前川流域=5， 及部川流域=14.3	大松前川流域=（5，4.5）	大鴨津川流域=11.1，茂草川流域=9.3， 赤神川流域=5.1，大松前川流域=4， 及部川流域=11.4	大松前川流域=（5，4）
	福島町	知内川流域=17，白符川流域=8.8， 澗内川流域=7.4，福島川流域=16.9	知内川流域=14.2，白符川流域=7.3， 澗内川流域=6.2，福島川流域=14.1	福島川流域=（7，13.5）	知内川流域=11.3，白符川流域=5.8， 澗内川流域=4.9，福島川流域=11.2	知内川流域=（5，11.3）， 福島川流域=（5，11.2）
	知内町	建有川流域=9.1，中の川流域=7， 森越川流域=10.3，知内川流域=37.1	建有川流域=6.8，中の川流域=3.7， 森越川流域=8.4，知内川流域=30.9	中の川流域=（6，3.3）， 森越川流域=（6，7.3）	建有川流域=5.4，中の川流域=2.9， 森越川流域=6.7，知内川流域=24.7	建有川流域=（6，4.3）， 中の川流域=（5，2.9）， 森越川流域=（6，5.4）， 知内川流域=（5，24.7）
	木古内町	亀川流域=12.8，佐女川流域=8.5， 木古内川流域=26.3，建有川流域=10.2， 瓜谷川流域=13.1	亀川流域=10.7，佐女川流域=7.1， 木古内川流域=21.9，建有川流域=8.5， 瓜谷川流域=10.9	木古内川流域=（5，21.8）	亀川流域=8.5，佐女川流域=5.6， 木古内川流域=17.5，建有川流域=6.8， 瓜谷川流域=8.7	木古内川流域=（5，17.5）， 建有川流域=（5，6.8）， 瓜谷川流域=（5，7）
檜山北部	八雲町熊石	平田内川流域=8.6，見市川流域=17.5， 冷水川流域=14.2，相沼内川流域=22.9	平田内川流域=7.2，見市川流域=14.6， 冷水川流域=11.8，相沼内川流域=19.1	ー	平田内川流域=5.7，見市川流域=11.6， 冷水川流域=9.4，相沼内川流域=13.1	見市川流域=（6，9.3）， 相沼内川流域=（5，13.1）
	今金町	馬場川流域=11.9， トマンケシナイ川流域=11.6， チブタウシナイ川流域=6.8， 下ハカイマップ川流域=15.8， 上ハカイマップ川流域=11.2， オチャラッペ川流域=22.1	馬場川流域=9.9，トマンケシナイ川流域=9.7， チブタウシナイ川流域=5.7， 下ハカイマップ川流域=13.2， 上ハカイマップ川流域=9.3， オチャラッペ川流域=18.4	ー	馬場川流域=7.9，トマンケシナイ川流域=7.7， チブタウシナイ川流域=4.5， 下ハカイマップ川流域=10.5， 上ハカイマップ川流域=7.4， オチャラッペ川流域=14.7	ー
	せたな町	真駒内川流域=21，ポン目名川流域=13.4， 利別目名川流域=15，馬場川流域=16.3， 太櫓川流域=23	真駒内川流域=17.5，ポン目名川流域=11.2， 利別目名川流域=12.5，馬場川流域=13.6， 太櫓川流域=12.8	太櫓川流域=（5，11.5）， 後志利別川流域=（5，31.5）	真駒内川流域=14，ポン目名川流域=8.9， 利別目名川流域=10，馬場川流域=10.8， 太櫓川流域=10.2	真駒内川流域=（5，11.4）， 太櫓川流域=（5，10.2）， 後志利別川流域=（5，28）

（参考）洪水警報の危険度分布の基準値

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準Ⅲ（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）	基準Ⅱ（洪水警報基準）		基準Ⅰ（洪水注意報基準）	
		流域雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準*1	流域雨量指数基準	複合基準*1
檜山南部	江差町	厚沢部川流域=50.9，鰔川流域=9.7， 田沢川流域=10.1，泊川流域=7.2， 豊部内川流域=10.8	厚沢部川流域=42.4，鰔川流域=6， 田沢川流域=7，泊川流域=6，豊部内川流域=9	鰔川流域=（10，5.2）， 田沢川流域=（6，6.3）， 泊川流域=（6，5.9）， 豊部内川流域=（6，8.9）	厚沢部川流域=33.9，鰔川流域=4.8， 田沢川流域=5.6，泊川流域=4.8， 豊部内川流域=7.2	厚沢部川流域=（6，27.1）， 鰔川流域=（6，3.8）， 田沢川流域=（6，5.6）， 泊川流域=（5，4.8）， 豊部内川流域=（6，5.8）
	上ノ国町	目名川流域=14.5，天野川流域=36.7， 小安在川流域=12.1，石崎川流域=32	目名川流域=12.1，天野川流域=20.2， 小安在川流域=10.1，石崎川流域=26.7	目名川流域=（5，8.6）， 天野川流域=（7，20）	目名川流域=9.6，天野川流域=16.1， 小安在川流域=8，石崎川流域=21.3	目名川流域=（5，7.7）， 天野川流域=（5，12.9）
	厚沢部町	厚沢部川流域=49.2，安野呂川流域=24.4， 鶉川流域=22.7，糠野川流域=17.6	厚沢部川流域=41，安野呂川流域=20.3， 鶉川流域=18.9，糠野川流域=14.7	厚沢部川流域=（9，30.2）， 鶉川流域=（7，16.6）	厚沢部川流域=29.8，安野呂川流域=16.2， 鶉川流域=15.1，糠野川流域=11.7	厚沢部川流域=（7，26.2）， 安野呂川流域=（5，12.6）， 鶉川流域=（5，11.7）， 糠野川流域=（5，11.7）
	乙部町	来拝川流域=21.7，小茂内川流域=13.8， 姫川流域=21.8，小川流域=11.6， 突符川流域=14.9	来拝川流域=16.8，小茂内川流域=11.5， 姫川流域=18.2，小川流域=9.7， 突符川流域=12.4	突符川流域=（5，11.1）	来拝川流域=13.4，小茂内川流域=9.2， 姫川流域=14.5，小川流域=7.7， 突符川流域=9.9	来拝川流域=（5，13.4）， 小茂内川流域=（5，9.2）， 姫川流域=（5，14.5）， 小川流域=（5，7.7）， 突符川流域=（5，9.9）
檜山奥尻島	奥尻町	釣懸川流域=8.2，烏頭川流域=5.9， 赤石川流域=7，青苗川流域=12	釣懸川流域=6.8，烏頭川流域=4.9， 赤石川流域=5.8，青苗川流域=10	―	釣懸川流域=5.4，烏頭川流域=3.9， 赤石川流域=4.6，青苗川流域=8	―

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3-4-2 火災気象通報に関する申し合わせ

札幌管区気象台（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、消防法第22条第１項の定めに基づき実施する火災気象通報について、次のとおり申し合わせる。

1　発表官署及び通報基準等について
　火災気象通報を行う場合の発表官署及び通報基準等は別表のとおりとする。
2　通報方法について
　「札幌管区気象台と北海道間の防災情報交換等に関する協定」の定める方法により通報する。
3　林野火災気象通報について
　林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。
4　通報内容について
　通報内容は、対象区域、予報期間、量的予報（最大風速及び実効湿度、最小湿度）の予想値とする。
5　この申し合わせを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その１通を所持する。

附則
平成23年５月18日　締結（平成23年５月18日発効）
平成24年10月１日　一部改正（平成24年10月１日発効）
平成25年10月１日　一部改正（平成25年10月１日発効）
平成25年12月10日　一部改正（平成25年12月10日発効）

平成25年12月10日

札幌管区気象台長　　高　野　　清　治

北　海　道　知　事　　高　橋　　はるみ

別表

発表官署及び通報基準等一覧

発表官署	地域名 （一次細分区域名）	通報基準
札幌管区気象台	石狩地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s※1以上と予想される場合。
	空知地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。
	後志地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。
旭川地方気象台	上川地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が10m/s※2以上と予想される場合。
	留萌地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s※3以上と予想される場合。
室蘭地方気象台	胆振地方	実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が12m/s※4以上と予想される場合
	日高地方	実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が12m/s※5以上と予想される場合。
釧路地方気象台	釧路地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s※6以上と予想される場合。
	根室地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s※7以上と予想される場合。
帯広測候所	十勝地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。
網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。
	北見地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。
	紋別地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s※8以上と予想される場合。
稚内地方気象台	宗谷地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s※9以上と予想される場合。
函館地方気象台	渡島地方	実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。
	檜山地方	実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が13m/s※10以上と予想される場合。

※1 札幌管区気象台の観測値は15m/sを目安とする。
※2 旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。
※3 焼尻（アメダス）の観測値は西南西の風においては15m/s、増毛（アメダス）の観測値は西南西～西の風においては15m/sを目安とする。
※4 室蘭地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。
※5 浦河特別地域気象観測所の観測値は14m/s、えりも岬（アメダス）の観測値は20m/sを目安とする。
※6 釧路地方気象台の観測値は14m/s、知方学（アメダス）の観測値は南～南西の風においては15m/s、弟子屈（アメダス）の観測値は北西～北の風においては15m/sを目安とする。
※7 根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
※8 紋別小向（アメダス）の観測値は西～北西の風においては15m/s、雄武特別地域気象観測所の観測値は西南西の風においては15m/sを目安とする。
※9 宗谷岬（アメダス）の観測値は15m/s、声問（アメダス）の観測値は東及び南西の風においては15m/s、本泊（アメダス）の観測値は東北東～東及び南南西～南西の風においては15m/sを目安とする。
※10 奥尻・米岡（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。

上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

雨の強さと降り方

（平成 12 年 8 月作成）（平成 14 年 1 月一部改正）
（平成 29 年 3 月一部改正）（平成 29 年 9 月一部改正）

1 時間雨量（mm）	雨の強さ（予報用語）	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて
10～20	**やや強い雨**	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20～30	**強い雨**	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。		ワイパーを速くしても見づらい。
30～50	**激しい雨**	バケツをひっくり返したように降る。			道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。（ハイドロプレーニング現象）
50～80	**非常に激しい雨**	滝のように降る。（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80～	**猛烈な雨**	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる。				

（注1） 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

（注2） 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

（平成 12 年 8 月作成）（平成 14 年 1 月一部改正）
（平成 19 年 4 月一部改正）（平成 25 年 3 月一部改正）
（平成 29 年 9 月一部改正）

平均風速（m/s）おおよその時速	風の強さ（予報用語）	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速（m/s）
10～15 ～約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
15～20 ～約70km/h	強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	30
20～25 ～約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていないと立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。	40
25～30 ～約110km/h						固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
30～35 ～約125km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが横転する。		50
35～40 ～約140km/h				多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。		外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	60
40～ 約140km/h～						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	

（注１）強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

（注２）平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

（注３）この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
1 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

3-4-5　台風の大きさと強さの基準

台風と熱帯低気圧の表現

最大風速	表現
およそ17m/s（34ノット、風力8）未満	熱帯低気圧
およそ17m/s（34ノット、風力8）以上	台風

大きさの階級分け

大きさ	風速15m/s以上の半径
（表現しない）	500km未満
大　型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

強さの階級分け

強さ	最大風速
（表現しない）	およそ17m/s（34ノット）～33m/s（64ノット）未満
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上